

「消火栓」や 「防火水そう」 付近は駐車禁止

消 防 トピックス



粕屋北部消防本部 ☎944-0131
<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/>

みなさんは道路や歩道にある「消火栓」や「防火水そう」を知っていますか。これらは火災発生時に水を消防隊に供給する、消火活動には欠かせないものです。

しかし、違法に駐車された車両によって、消火栓や防火水そうなどの消防水利が使えなくなる事態が発生しています。

違法な駐車は、一刻を争う消防活動の妨げとなります。消防水利付近へは駐車しないよう、ご理解とご協力をおねがいします。



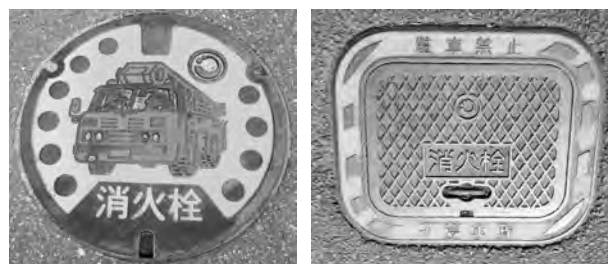
新宮町内の消防水利標識

道路交通法で駐車が禁止されている 消防に関する部分などを 知っておこう！

- 消火栓から5メートル以内
- 消防用防火水そうの吸水口または吸管投入孔（マンホール）から5メートル以内
- 消防用防火水そうの側端または道路に接する出入口から5メートル以内
- 指定消防水利（プール、池、井戸、河川など）の標識から5メートル以内
- 消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱などの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内
- 火災報知器から1メートル以内



▲ホース格納箱の付近も駐車禁止



▲新宮町内の消火栓（例）▲

『忘れてない？ サイフに スマホに 火の確認』

11月9日（金）～15日（木）は秋の火災予防週間

空気が乾燥する日が多くなる秋から冬にかけて、火災が多くなる傾向にあります。調理時のガスコンロや天ぷら油による火災などにも注意が必要です。

火災予防週間中は消防団が夜間に町内を巡回し、警戒にあたります。また、防火意識を高めるため、初日と最終日の午後8時にサイレンを鳴らします。

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734（直）